

横浜市立鴨居小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月24日 策定

平成29年3月10日 改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

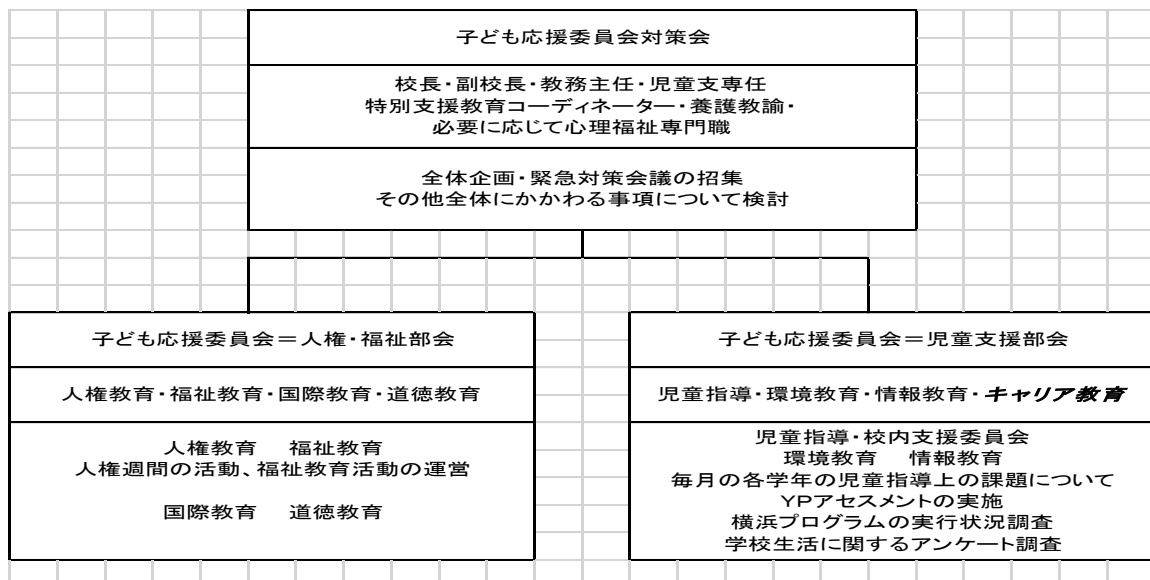
② いじめを防止するための基本的な方向性

鴨居小学校の学校教育目標である、「物事の善悪をきちんと判断し、思いやりのある子」（徳）、「命と体を大切にす子」（体）、「コミュニケーションを大切にして、違いや共通点を理解する子」（開）、の具現化に向けて教職員が一丸となって取り組み、児童が心身共に健康で、明るく楽しい学校生活を送れるように努めるとともに、子ども応援委員会を設置し、いじめの早期発見や未然防止に努める。

2 組織の設置及び組織的な取り組み

○子ども応援委員会を設置し、いじめの未然防止に努めるとともに、重大事態が発生した際には、本委員会が中心となって迅速な対応、調査を行う。

① 組織の構成と役割



② 年間計画

4月 子ども応援委員会全体会にて、各学年の児童の実態といじめの定義と連絡体制について全職員で共有 特別支援教育の視点で職員研修の実施

- 6月 学校生活アンケート及び、YPアセスメント・学級風土チェックの実施（1回目）
 - 7月 YPアセスメントの結果から学級の風土、児童の特徴の把握 横浜プログラムの実施調査
 - 8月 特別支援教育全体研修 職員人権研修会
 - 12月 いじめに関するアンケート、学校生活アンケート実施
携帯電話安全教室の実施（5・6年）人権学習会
 - 1月 YPアセスメント、学級風土チェックの実施（2回目）
 - 2月 YP1回目との変化の検証、学級・児童の実態把握
 - 3月 児童情報の次年度への引き継ぎ資料作成
- ・子ども応援委員会児童支援部会にて各学年の児童指導上の課題の共有、いじめ実態調査（毎月実施）
 - ・必要に応じてケース会議の実施

3 いじめ防止及び早期発見のための取り組み

① いじめの防止のために

YPアセスメントや横浜プログラムを積極的に取り入れ、子どもたちの社会的スキルを育てたり、各学年の人権学習会で児童の人権的資質を育てたりすることで、いじめの未然防止に努める。

② いじめの早期発見

年3回アンケート調査を行い、いじめの情報を収集すると共に、毎月の子ども応援委員会で各クラスの状況を共通理解して、いじめの早期発見に努める。

③ いじめに対する措置

子ども応援委員会対策会を中心に組織的に対応し、被害児童・保護者への支援、加害児童・保護者への指導・支援を行っていく。

④ 研修等の実施

年度初めの子ども応援委員会全体会、毎月の各部会で児童理解、いじめ防止・早期発見についての研修を充実させる。

⑤ 学家地連、ヒガカモ運営協議会の活用

いじめの問題、地域の児童生徒指導の課題などを学家地連やヒガカモ運営協議会の場で共有し、共通理解を図る。

4 重大事態への対処

【報告】

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

【調査・報告】

「子ども応援委員会対策会」を中核として、ただちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

【児童生徒・保護者への報告】

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 その他

必要があると認められる際には、いじめ防止基本方針を改定し、改めて公表する。